

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

ロシアによるウクライナ侵攻は、国連憲章第2条第4項が禁じる違法な武力の行使であり、重大な国際法違反である。

国連憲章第2条第4項は、すべての国連加盟国が領土保全などを目的とした「武力による威嚇、武力の行使を慎まなければならない」と定めている。ロシアのプーチン政権のウクライナへの侵攻は、国連憲章に違反し国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことはできない。

このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。

既に先制攻撃により多数の民間人を含む人々の命が奪われている。ミサイルなどの爆撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態である。

ここに阿見町議会は、ロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月9日

茨城県阿見町議会